

「大田区工事施行適正化推進要綱」の制定について

大田区では、区の発注する工事において、適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を図るため、「大田区工事施行適正化推進要綱」を制定しました。

- 1 希望申請時に一般競争入札参加資格確認申請書に「※配置予定技術者の資格が確認できる書類（写）」及び「技術者の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）」の添付をお願いいたします。

※ 実務経験による場合は大田区HPから「経歴書」及び「工事経歴書」をダウンロードのうえ作成し、添付してください。

掲出場所：大田区HP⇒事業者の方へ⇒契約情報⇒工事⇒お知らせ

- 2 開札後、契約予定者とされた者の調書に記載された配置予定技術者について、変更がないかを再度電話にて確認いたします。確認がとれ次第、契約を締結いたします。

(問合先)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区総務部経理管財課契約担当

TEL (5 7 4 4) 1 1 6 2

FAX (5 7 4 4) 1 5 0 8